

5 許可申請手数料と許可期間 (第46条第1項、条例別表)

区 分			単 位	金 額	許可期間の上限
貼り紙			50枚	500円	1月
貼り札			1枚	300円	1年
建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの	照明装置のないもの		1張	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)	1年
	照明装置のあるもの		1張	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)	
電柱又は街灯柱を利用するもの			1枚	300円	3年
電車、自動車等の外面を利用するもの			1台	800円	1年
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板	照明装置のないもの		1基	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)	3年
	照明装置のあるもの		1基	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)	
アーチ	照明装置のないもの		1基	6,000円	3年
	照明装置のあるもの		1基	9,000円	
アドバルーン	照明装置のないもの		1個	1,000円	1月
	照明装置のあるもの		1個	1,500円	
立看板			1基	300円	3月
のぼり旗			1本	300円	3月
広告幕	表示面が固定されていないもの		1張	300円	3月
	表示面が固定されているもの	照明装置のないもの	1張	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)	3年
		照明装置のあるもの	1張	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)	
標識柱を利用するもの			1枚	300円	3年

貼り紙の枚数が50枚未満であるとき又はその枚数に50枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、50枚として計算する。

6 屋外広告物の許可申請のフローチャート

